

R 5 年10月 医師・看護師確保対策室

## 医師確保計画の策定について（医師少数スポットの見直しについて）

## 医師少数スポットについて（国第8次医師確保計画ガイドラインより）

「都道府県においては、必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域での施策を検討することができるものとし、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域同様に医師の確保を重点的に推進することができる」

- ・ 第8次（前期）医師確保計画を策定する際は、これまで設定していた医師少数スポットについて、医師確保の状況等を踏まえ、設定の見直しを行うこと。
- ・ 医師少数スポットを設定した場合は、その設定の理由を医師確保計画に明記することとする。

### ○設定（区域等）の考え方

- ① 医師少数スポットは、局所的に医師が少ない地域を設定するものであるため、二次医療圏全体や医療機関を設定することは適切ではない。
- ② 原則として市区町村単位で設定し、へき地や離島等においては、必要に応じて市区町村よりも小さい地区単位の設定も可能である。
- ③ 既に巡回診療の取組が行われており、地域の医療ニーズに対して安定して医療が提供されている地域や、病院が存在しない地域などで明らかに必要な医療を他の区域の医療機関でカバーしている場合等、既に当該地域で提供すべき医療に対して必要な数の医師を確保できている地域を医師少数スポットとして設定することは適切ではない。
- ④ 現在、無医地区・準無医地区として設定されている地域等を無条件に医師少数スポットとして設定することも、同様の理由から適切ではないと考えられ、医師少数スポットはあくまで、当該地域の実情に基づいて設定しなければならないものである。
- ⑤ へき地診療所を設置する地域でも、当該へき地診療所における継続的な医師の確保が困難である場合であって他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている地域などについては、必要に応じて医師少数スポットとして設定することが適切であると考えられる。

※赤字部分は、今回の第8次医療計画策定ガイドラインにおいて追記された部分。（現行との改正点）

# へき地医療対策におけるへき地の定義

「へき地保健医療対策等実施要綱」（「へき地保健医療対策等実施要綱」（平成13年5月16日付医政発第529号厚生労働省医政局長通知））

へき地とは、「無医地区※1」、「準無医地区※2（無医地区に準じる地区）」などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域

- 1) 無医地区：医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区
- 2) 準無医地区：無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区
- 3) へき地診療所：
  - ・地域住民の医療を確保することを目的として、都道府県、市町村等が設置する診療所
  - ・設置基準は、へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、おおむね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要するものであること。

## 本県の無医地区、準無医地区

市町村	無医地区	準無医地区
五條市	宗桧上、桧川谷	舟の川
野迫川村	上垣内、北股	大股、弓手原、立里、平、北今西、檜股、池津川
十津川村	神納川、西川、東区東部、二村	
上北山村	西原	
黒滝村		粟飯谷、笠木、桂原、御吉野、寺戸、赤滝、中戸、長瀬、鳥住、堂原、楨尾、脇川

## 本県のへき地診療所

二次保健医療圏	市村名	診療所名
東和保健医療圏	山添村	山添村国民健康保険東山診療所
		山添村国民健康保険波多野診療所
		山添村国民健康保険豊原診療所
	宇陀市	宇陀市国民健康保険東里診療所
		宇陀市国民健康保険田口診療所
南和保健医療圏	曾爾村	曾爾村国民健康保険診療所
	御杖村	御杖村国民健康保険診療所
	五條市	五條市立大塔診療所
	黒滝村	黒滝村国民健康保険診療所
	天川村	天川村国民健康保険診療所
	野迫川村	野迫川村国民健康保険診療所
	十津川村	十津川村国民健康保険上野地診療所
		十津川村国民健康保険小原診療所
	川上村	川上村国民健康保険川上診療所
	上北山村	上北山村国民健康保険診療所
下北山村	下北山村国民健康保険診療所	

上記、へき地の定義から

（東和）宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、（南和）五條市、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、川上村、上北山村、下北山村は医師少数スポットと設定

# 医師少数スポットの検討

	現 行	案 1 (基準を設定)	案 2 (基準を設定)	案 3 (基準を設定)
設定基準	(考え方) 過疎地域「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により指定された市町村又は地区で、医療資源に恵まれない地域			
設定区域	市町村又は地区 (宇陀市のみ)			
該当市町村又は地区	<b>【東和医療圏】</b> ①宇陀市菟田野・室生地域 ②山添村 ③普爾村 ④御杖村 <b>【南和医療圏】</b> ⑤五條市            ⑪十津川村 ⑥吉野町            ⑫下北山村 ⑦下市町            ⑬上北山村 ⑧黒滝村            ⑭川上村 ⑨天川村            ⑮東吉野村 ⑩野迫川村			
備 考	過疎地域は、過疎法に規定する人口要件（20年間の人口30%以上減等）及び財政力要件（財政力指数全市町村平均の0.51）により指定を受けたものであり、「へき地」として医療の支援を受ける地域というものではない。			